

関係業界団体各位

日頃より食品安全行政にご協力いただきありがとうございます。

改正食品衛生法が本格施行されたことを踏まえ、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）あてに、これまで発出している通知の廃止及び改正について通知しましたので情報提供いたします。

引き続き食品安全行政の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

【食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う営業等の取扱いについて】

・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う営業等の取扱いについて」（生食発0601第7号） [357KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000787423.pdf>

・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う営業等の取扱いについて」（薬生食監発0601第3号） [477KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000787424.pdf>